

訪問介護における生活援助の回数基準を超える
計画（ケアプラン）の届出状況について

厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（生活援助）算定理由書提出 1事業所

要介護状態区分	要介護2
回数基準	34回/月
生活援助回数	平均45回程度/月
作成日	令和4年7月4日
サービス種別	掃除・洗濯・調理・買い物等
算定理由	独居、闘病中で、入退院を繰り返しているが、少しでもできることがあるうちは、自宅での生活を強く希望している。病気の進行に伴い、調理ができる程の長時間の立位が常時保てず、免疫力低下及び薬剤投与の影響により、居室内の清掃・換気、排便後のトイレ清掃、多汗による洗濯等、頻回な生活支援を要するため。現在、11月から緩和ケア病棟へ入院中。